

< 第 部 基本計画 >

# 第1章 行政推進の基本方針

## 1. 町民主体の行政を推進します

---

### 情報提供の推進

#### <現状>

- ・ 平成13年1月から情報公開条例及び個人情報保護条例を施行しています。
- ・ 役場庁舎1階ロビーに情報コーナーを設置するなど、情報公開の一環として町政の情報提供に努めています。

#### <課題>

- ・ 町民の求める情報ニーズを提供する仕組みを検討する必要があります。
- ・ 町民と行政との間の信頼関係向上のためにも情報提供の範囲を拡大する必要があります。
- ・ 必要な情報を分かりやすく、広く町民等に提供するために、情報の量的、質的向上に努めるとともに、情報提供機能を充実させる必要があります。
- ・ 個人のプライバシーに関する情報を保護するための施策を講ずるとともに、町民、事業者への意識啓発が必要です。

#### <施策の展開方向>

- ・ 町の保有する情報は、積極的に提供するように努めます。
- ・ 情報公開を総合的に推進し、行政の透明性を高め、町民の行政への参加を促すように努めます。
- ・ 計画策定等の分野では、情報を適宜・適切に公表します。
- ・ 情報通信技術の発達に沿った情報公開制度の見直しを行います。
- ・ 個人情報の保護を堅持します。

### 広報広聴活動の推進

#### <現状>

- ・ 広報活動については、毎月1回の広報紙の発行、ホームページの開設、町勢要覧やくらしの便利帳を発行しています。
- ・ 広聴活動については、町長室直通FAX、主要施設における町民意見箱の設置、電子メールにより町民からの意見を広く求めています。また、行政懇談会、まちづくり座談会、施設見学会を開催し、町民参加を広く求めています。

#### <課題>

- ・ 町民と行政の情報の共有化を図るために、町民のニーズと時代に即応した広報活動の充実が必要となります。
- ・ 町政への町民参加をより推進するための機会拡充が必要となります。

#### <施策の展開方向>

- ・ 広報紙の充実や情報通信技術の発達に沿った情報の提供、町の刊行物の計画的な発行に努めます。
- ・ 町民の町政への積極的な参加を求めるため、計画的な機会提供に努めます。

## 町民と行政の協働及び町民の意識改革

### <現状>

- ・ 諸計画の策定にあたり、ワークショップ等による議論の場を設けています。
- ・ 計画策定に際し、一般公募による委員の参加に努めています。
- ・ 行政懇談会を開催し、地域の課題を議論する機会をつくるよう努めています。

### <課題>

- ・ 計画案策定前の町民参加と情報公開の機会提供のシステムをつくる必要があります。
- ・ 地域のまちづくりに関する情報交換、協議の場を設ける必要があります。
- ・ 地域が合意形成できる条件整備のため、地域住民への分権を進める必要があります。

### <施策の展開方向>

- ・ 町民と行政との信頼関係を築くため、パートナーシップによるまちづくりの推進体制の構築に努めます。

## 2 . 柔軟で効率的な行財政運営を推進します

---

### 健全な財政運営の確保

#### <現状>

- ・ 町財政の弾力性を示す経常収支比率(町税等の自主財源に対して義務的性格の強い経費の割合)は、貴重な自主財源である税収等が昨今の景気低迷により伸び悩んでいるかたわら、公共施設等の管理経費や修繕などの義務的経費が増嵩しており、財政構造が硬直化する恐れがあります。
- ・ 人口急増に伴う各種施設整備を積極的に実施してきており、町の借金残高は平成11年度末で約130億円に達し、加えて、将来の財政負担につながる債務負担もあることから、後年度以降の財政運営は厳しい状況となっています。
- ・ 毎年度、主要事業の概要や予算額、決算状況など町の財政状況について、広報紙などにより広く町民へ公表を行っています。

#### <課題>

- ・ 国、道の新たな施策事業の実施や増大する行政需要に対応するためには、町民の理解と協力を得ながら、中長期的な財政収支見通しによる健全かつ弾力的な財政運営が必要となります。
- ・ 町民の多様で高度な行政ニーズに対応するために、新たな財源の確保や効果的、計画的に取り組む町民参加型の行政投資を図る必要があります。
- ・ 町の財政状況を町民に十分理解される取組みが必要となります。

#### <施策の展開方向>

- ・ 住民福祉の向上を基本に、緊急性の高い事業を選択し、実施後、町民の意見を取り入れた行政(政策)評価などによって効果的な行政投資になるよう努めます。
- ・ 実施計画や過疎計画に基づいた事業の実施には、国や道などの各種補助制度と地方交付税算入のある有利な地方債などを活用し、長期的、安定的な財源確保を行い、計画的な財政運営に努めます。
- ・ 公共施設等の管理運営費縮減や補助金、交付金等の町負担のあり方などを検討し、経常的経費の抑制に努めます。
- ・ 町の財政状況を一般家庭の家計簿に置き換えた財政分析や、全国統一基準による企業会計決算方式(バランスシート)を用いた財政状況の把握を行い、町民にわかりやすい財政状況の公表に努めます。

## 行政改革の推進

### <現状>

- ・ 平成8年度に行政改革大綱を策定しています。
- ・ 大綱に基づく実施計画書を作成し、行政改革を推進しています。
- ・ 合併については、効率的な行財政の運営、町民の日常生活圏の拡大による行政の広域化、少子高齢社会における多様なサービスへの対応が求められているなか、国では市町村の行政体制整備を図るため、自主的な市町村合併を推進することとしています。

### <課題>

- ・ 住民サービスの向上に留意しながら、行政改革を推進する必要があります。
- ・ O A化、民間委託等を進め効率的な組織・機構としていく必要があります。
- ・ 行政の責任領域を見直し、事務事業の整理合理化を図る必要があります。
- ・ 合併は、町民の主体的な判断を尊重し、地域社会のまとまりも重視しながら、個性豊かな地域社会の創造に配慮する必要があります。

### <施策の展開方向>

- ・ 行政効率、効果等を勘案した改革に努めます。
- ・ 職員の意欲を高め、主体的な創意工夫を引き出す仕組みを設けるよう努めます。
- ・ 地域の実情を考慮し、将来にわたる課題を直視し、行政の広域化に向け、ひとつの選択肢として合併についての議論を深め、将来の見通しを踏まえた行財政基盤や行政サービス提供の体制整備のあり方について検討します。

### 3 . 地域と地域のつながりを強める広域行政を推進します

---

#### 広域行政の推進

##### <現状>

- ・ し尿処理は、昭和40年より近隣市町と一部事務組合を組織し共同処理しています。
- ・ 上水道は、昭和41年より長沼町と一部事務組合を組織し共同処理しています。
- ・ 火葬場は、昭和42年より近隣町と一部事務組合を組織し共同処理しています。
- ・ ゴミ処理は、昭和45年より近隣町と一部事務組合で共同処理しています。
- ・ 消防は、昭和47年より近隣町と一部事務組合を組織しています。
- ・ 平成3年より南空知の市町村で、南空知ふるさと市町村圏組合を組織し施策を共同処理しています。

##### <課題>

- ・ 広域的な見地で、企画・調整を行い、適切な事務事業を推進する必要があります。
- ・ 地方公共団体間の事務の委託についても検討する必要があります。

##### <施策の展開方向>

- ・ 既存の一部事務組合の広域連合化を図り、体制の強化に努めます。
- ・ 公共施設の広域的利用の可能性を検討します。

## 4 . 政策形成機能の強化を推進します

---

### 職員の意識改革

#### <現状>

- ・ 研修所等の利用による効果的な研修の参加に努めています。
- ・ 京都府京北町（姉妹町）との人事交流や北海道への研修（派遣）を行い、幅広い見識を養うよう努めています。
- ・ 職員による提案型の研修実施に努めています。
- ・ 海外研修への参加に努めています。

#### <課題>

- ・ 実情に応じた行政運営の改善に努め、公務能率の向上を推進する必要があります。
- ・ 各種研修を計画的に推進する必要があります。

#### <施策の展開方向>

- ・ 人事システムの点検と改革に努めます。
- ・ 人材育成の基本方針を策定します。
- ・ 地域住民のニーズに的確に対応できる企画力・政策形成能力、法務能力等を有する人材の確保、育成に努めます。
- ・ サービス精神と経営感覚に立脚した行政改革に努めます。

## 第2章 明日の南幌を支える基本施策

### 第1節 地域ぐるみで支え育てる力強い産業経済のあるまちを目指します

#### 1. 地場の交流を通じた顔の見える農業・農村環境づくり

##### 生き生きとした農業経営の確立

###### <現状>

- ・ 平成11年度の農家戸数は、389戸（農家人口2,043人）で、うち専業133戸、第1種兼業212戸、第2種兼業44戸となっており、1戸当りの経営耕地面積は14.4haとなっています。
- ・ 担い手不足と就業者の高齢化による農家戸数の減少などにより農村地域の活力が低下しています。さらに米価の大幅な下落や主要野菜等の価格の低迷により生産コストの低減化を図っていますが、所得の低下が進み、本町の農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増しています。

###### <課題>

- ・ 消費者・実需者のニーズに合った米の計画的生産と麦・大豆を“本作”として本格的に定着させるとともに、土地利用型作物と野菜等を含めた作物全体の収量・品質の向上が求められています。
- ・ 高齢農家等の増加による耕作放棄地対策並びに農業後継者、担い手の育成支援を図る必要があります。

###### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 新たな土地利用型農業の確立を目指して必要な基盤整備を行い、農業経営基盤の整備強化を促進します。また、実需者ニーズに応じた生産、販売計画の策定及び新規作物の導入を進めます。
- ・ ファームサービス事業の推進による担い手の育成を進めます。また、耕作放棄地対策として、高齢農家等の農作業の受託による優良農地の保全と集積化を進めます。これらの施策を推進することにより、農業経営基盤強化促進基本構想に沿った自立型農業を支援し、農家経済の向上に努めます。
- ・ さらに、農業法人化の育成のために研修会等の開催を行います。

##### 【主な取り組み】

- ・ 農業農村整備事業の促進
- ・ 農業後継者、担い手の育成支援（4Hクラブ等）
- ・ 体験農園施設整備の推進（農家との契約栽培）
- ・ ファームサービス事業の支援（担い手の育成、担い手や高齢農家等の農作業を受託）
- ・ 優良農地の保全・集積化の推進
- ・ 耕作放棄地対策の推進
- ・ 新規作物の導入促進
- ・ 乾燥調整施設（米麦・大豆）建設事業の推進
- ・ 農業法人化施策の推進
- ・ 地域農業マスタープラン（経営・生産対策の実施方針）に基づく計画的な推進
- ・ 各種制度資金に対する支援（利子補給等）
- ・ 農業振興基金等の活用による農業者への支援
- ・ 農作業アルバイト情報化の推進

## 地産地消活動による顔の見える農業の推進

### <現状>

- ・ アグリビジネス推進会議の主催により朝市が年4回開催され、生産者と消費者との交流の機会づくりが行われています。
- ・ また、農産物の高付加価値化と地場産農産物の消費拡大を目指し、農産物加工研修室「ぼけっとハウス」を利用した加工研修（研修会、講習会）を開催しています。
- ・ “緑のかけ橋（消費者モニター）”による生産者と消費者との交流や情報交換を推進していますが、まだまだ不十分な状況です。

### <課題>

- ・ 生産者と消費者との交流を育くみ、地域で支える農業の確立に向けて朝市・夕市の定着化と直売所の増設を行う必要があります。
- ・ 地場産農産物を利用した特産品・物産品の開発及び販売を促進する必要があります。
- ・ 南幌の立地特性を生かした生産者と消費者との交流を拡大するためにも、札幌市及びその周辺を見据えた交流促進策を検討する必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 農産物の付加価値を高めるために、特産品・物産品を開発するとともに、グリーンツーリズムの普及による交流人口の増加などを通じて消費拡大を図ります。
- ・ 農村婦人の余剰労働力を利用した農産物加工品の開発や販売に対する支援を行います。
- ・ 町内外の都市住民等が気軽に農村地域を訪問し、交流を深めることにより、農業・農村が持つ多様な役割の理解に努めます。
- ・ 生産者自身の創意工夫・意識向上を含め、交流促進に必要な取組みに対する支援を行います。
- ・ 生産者が農産物を直接販売することにより消費者との交流が図られるよう直売所の増設を推進します。
- ・ 地場産農産物への理解を深めるため、生産者や消費者が互いに意見を出せる機会の拡充に努めます。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農産物消費拡大の推進（米を含む）</li><li>・ 農産物加工研究・製品化の支援（米を含む）</li><li>・ 朝市、夕市、収穫祭（南幌市場）の開催</li><li>・ 緑のかけ橋（生産者と消費者の交流）の推進</li><li>・ 農産物及び農産加工品の販路拡大</li><li>・ アグリビジネス（農業関連産業）に対する活動支援</li></ul> |
|---|

## 持続的な農村環境の保全

### <現状>

- ・ 稲わら、麦かんの焼却に関しては、焼却面積約1,400haとなっており、焼却以外の約1,800haについては、すき込みが70%、堆肥化30%となっています。焼却処理を行う理由としては、収集機械の不足35%、堆肥盤の不足18%、労働力不足16%、圃場条件22%、その他9%となっています。
- ・ 緑化推進のため、フラワーロードの推進(農家地区6地区において、花壇造成及び公共施設の緑化)を進めています。また、花市の開催(花仙人 年1回)も行っています。

### <課題>

- ・ 焼却によらない稲わら、麦かん処理対策を進めるとともに、クリーン(減農薬)農業、有機栽培の展開のための技術指導に努めます。また、環境と調和した農業の実現に向けて、生産者の意識改革の徹底を図る必要があります。
- ・ フラワーロードの継続とガーデニングの普及を図る必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ クリーン農業を促進し、良好な生産環境を育み、水と緑の農村景観の保持に努めます。
- ・ 有機栽培・減農薬栽培の技術指導を行います。農業経営の組織化、集団化に対する支援を行うとともに、稲わら、麦かんの堆肥化に向けた機械・施設の整備を進めます。
- ・ 住民参加によるフラワーロードを推進するとともに、ガーデニング教室を開催します。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ グリーンツーリズム(農村における滞在型の余暇活動)の普及拡大</li><li>・ クリーン農業の推進(減農薬・農業用廃棄物処理)</li><li>・ 緑化推進事業の推進(環境保全)</li><li>・ 土づくり対策の推進</li></ul> |
|--|

## 2. 地域で支える活力ある産業の育成

---

### 南幌に適した業種の誘致・育成

#### <現状>

- ・ 現在、本町の工業団地（晩翠・南幌）の企業立地件数は、52社となっています。しかし、平成7年から分譲を開始している南幌工業団地（夕張太地域）においては、6社の立地にとどまっています。
- ・ 長引く景気の低迷も影響し、分譲率は約11%程度であり、約22haの未分譲地を抱えている状況にあります。

#### <課題>

- ・ 地域経済の活性化と地元雇用機会の拡大のため、更なる企業誘致の促進を図る必要があります。
- ・ 未操業企業の早期操業開始に向けた要請を行う必要があります。
- ・ 関係機関との連携により、技術力の向上や新製品の開発など、新たな起業化（新しく事業を始めること）への支援が不可欠となっています。

#### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 企業誘致の促進と新たな地域産業をめざす起業化への支援を図るとともに、軽工業団地の造成整備の検討などにより活力ある産業の育成に努めます。
- ・ 金融機関や不動産業など立地に関連する業種に対し、積極的なPR活動を行い、企業誘致の促進に努めます。
- ・ 既存の立地企業の育成を図るため、工業団地企業協議会組織による新たな取組みに対する融資制度の拡充などを行うとともに、起業化に対して支援します。

#### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業誘致活動の推進</li><li>・ 工業団地企業協議会組織による既存企業の育成</li><li>・ 起業への支援施策の推進</li></ul> |
|---|

## 地域と連携した工業環境づくり

### <現状>

- ・ 本町の工業団地は、業種・業態が一定していないことから、土地の利用目的も様々となっており、資材置場など一部において景観を損ねる土地利用もみられます。
- ・ 立地企業には、従業員約750名が就業していますが、そのほとんどは、町外からの通勤者により占められ、地元雇用は全体の約31%と低く、雇用が効果的に定住人口の増加につながっていない状況になっています。

### <課題>

- ・ 魅力ある工業団地環境の形成に向けて、地域における緑化整備への取組みや交通アクセスの充実などに取組む必要があります。
- ・ 企業と地域の連携を深め、就業者の町内居住を高めるため、地元との交流を積極的に進める必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 工業団地企業協議会への要請などにより、企業と地域との交流を促進し、地元雇用の拡大を目指します。
- ・ 地元における地場製品の活用を図るため、販売PRなどイベントを含めた工業団地企業協議会の取組みについて支援します。
- ・ 工業団地内の緑化整備を推進するとともに、立地企業の協力を得て総合的な工業団地環境の向上に努めます。

### 【主な取組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地場製品の積極的活用及び販売PR</li><li>・ 雇用アンケート実施や雇用情報掲示板等による雇用情報の提供</li><li>・ 企業の地域貢献の推進</li><li>・ 工業団地内の緑化整備の推進</li></ul> |
|--|

### 3. 住民の交流を育む中心商店街

---

#### 需要に見合った商業機能の充実

##### <現状>

- ・ 中央通り商店街では、平成10年度に2件、平成11年度に3件、平成12年度に5件と年次計画に基づき店舗等の改修を実施し、商店街の活性化に向けた近代化事業を行っています。
- ・ また、公和通り商店街についても引き続き近代化事業を推進します。
- ・ 大型店誘致については、キーテナントは決定しているものの付属する各テナントとの調整を行っている状況となっています。

##### <課題>

- ・ 商店街として、より一層集客力を高めるため、消費者ニーズの多様化に対応した商品の品揃えや集客のためのイベント等の開催を図ることが必要です。
- ・ 消費者ニーズの多様化に対応した商業集積を図るため、不足業種の起業化及び誘致を促進する必要があります。

##### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 快適な商業環境づくりを進め、個性的な店舗（セールスポイント）整備を促進し、町民（消費者）ニーズにあった顧客サービスの提供を目指します。
- ・ 魅力ある商店街づくりを行うため、店舗改修に伴う利子補給や各種制度の拡充などハード、ソフトの両面から支援します。
- ・ 大型店については、町民からの要望も強いことから、引き続き早期にオープンできるよう調整に努めます。

#### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 商店街との協調による大型店舗誘致の促進</li><li>・ 各商店のセールスポイントPR活動に対する支援（大型店との協調による機能分担明確化、価格・鮮度・品数等）</li><li>・ 制度融資の拡充</li><li>・ 不足業種の起業化及び誘致の促進</li></ul> |
|---|

## 地域交流の場となる商店街の整備

### <現状>

- ・ 本町の各店舗については、数も少なく散在しているため、消費購買力の町外への流出が続いています。また、商店街としてのイメージが形成されていないため、人の流れもなく町の顔として十分機能していません。
- ・ 現在、商店街近代化事業と連携を図りながら、中央通り並びに公和通りの北海道施工分（延長540m、幅員20m）の早期完成に向け、街路整備を進めています。また、公和通りの町施工分（延長230m、幅員20m）は、平成13年度の着工を予定しています。
- ・ 八号市街地(国道337号沿線の市街地)は、幌向運河や駅通など本町の歴史的資源を有しており、また、地域に密着した近隣商業地域として、住宅や店舗、小規模の工場等が混在して形成されています。

### <課題>

- ・ 商店数の不足を補うように商業集積の再編を図り、人の流れの生まれる魅力ある商店街の形成が必要です。
- ・ 交流の場を提供するためのベンチ、ポケットパーク等の環境施設整備が必要となっています。
- ・ 八号市街地には、公営住宅や町立病院、特別養護老人ホーム、南幌高等学校・南幌中学校等の公共施設が隣接して整備されていることから、この地域特性を生かした近隣商業地域としての機能を高める必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 市街地の整備改善や商業等の活性化を目的とした中心市街地活性化基本計画の策定を検討し、時代のニーズに対応できる中心市街地の整備を図ります。
- ・ ふるさと物産館「ビューロー」を拠点としたイベントの開催を推進し、まちの顔である商店街づくりと、農家と町民（消費者）との交流の場づくりを目指します。
- ・ 町民に地元で採れた新鮮な食材を提供できるよう、朝市や夕市等のイベントを開催します。あわせて、商店街と消費者、農家と消費者、更には消費者同士の交流の場づくりに努めます。
- ・ 町民が歩いて買い物をしたくなるような商店街づくりを進めるため、施設整備等の支援を行います。
- ・ まちづくり協定に基づき、道路整備と一体となった統一感のある景観づくりを目指します。
- ・ 道路環境の整備や公共用地の活用を図りながら、八号市街地の歴史的資源や地域特性を生かした、歩いて暮らせるにぎわいのある市街地形成を目指します。

### 【主な取り組み】

- ・ 商店街近代化事業の推進
- ・ 中央通り街路整備事業の推進
- ・ 公和通り街路整備事業の推進
- ・ 商店街コミュニティ施設整備事業の推進
- ・ 商工、観光活動事業の支援
- ・ 商店街まちづくり協定の推進（地区計画への参画）
- ・ 店舗改善利子補給事業の促進
- ・ 公共用地を活用した商店街の往並み活性化の推進
- ・ 歴史的資源を生かした往並み整備の推進

## 1. 農村環境を生かした学校教育の発展

### 農業を生かした体験学習の展開

#### <現状>

- ・ 南幌小学校及びみどり野小学校の高学年の生徒が、農協と農家の協力を得ながら、田植え作業を通して農業の体験学習に努めています。
- ・ また、夕張太小学校では、学校農園において畑作を体験的に学習している他、南幌幼稚園では、じゃがいも栽培を体験しています。

#### <課題>

- ・ 農業体験学習は、平成14年度より実施される総合学習を中心に行われる予定となっており、総合学習の内容としては、国際理解、情報、環境、福祉、健康など多様なものがあります。その中で基幹産業である農業についてどのように児童・生徒に理解させるかが課題となっています。
- ・ 稲作体験学習は、高学年だけでなく低学年にも普及させることが望ましいものの、受入農家の協力体制やスクールバスによる移動方法に限りがあるため、農業体験学習の機会の拡大が今後の課題となっています。

#### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 地域の人材や農家等の協力を得ながら、地域の教材や学習環境の積極的な活用を目指します。
- ・ 田植えから収穫まで年間通して関わるような体験学習が望ましいが、学校から農家までの距離的な問題や、さまざまな体験及び活動をねらいとする総合学習の在り方からすると、農業体験だけを重点的にを行うことには無理があります。郷土を知ることやねらいとした地域学習の一環として、農作業体験だけにとどまらず、本町の農業の実態を探る内容を学校教育に取り入れていきます。
- ・ 農業体験学習を通して学級全体で作業する中で、汗をかいて物を作る喜びや、お互いの協力で完成する満足感を得ることにより、友人を再発見したり連帯意識を持った人間関係を築くことができるよう努めます。
- ・ 学校農園においては、地元の農作物を幅広く取り入れ、体験農園を幅広く活用できるよう進めます。

#### 【主な取り組み】

- ・ 教育田学級活動事業の推進
- ・ ふるさと体験学習（地域学習）の推進

## 地域と連携した開かれた学校教育

### <現状>

- ・ 価値観の多様化や変化の激しい社会状況の中、子供たちの育成に果たしてきた学校の役割はこれまでと様変わりし、家庭や地域との連携・協力がより求められています。
- ・ このような中、本町では各学校の体育館やコンピューター室などで、町民を対象とした講座や学校開放事業を行っています。
- ・ また、地域の人材や外国人を講師とした活動や授業も行われてきています。

### <課題>

- ・ 地域との連携を図るためには、敷居の高い学校・入りづらい学校という印象を払拭していく必要があります。
- ・ これまでの枠にとどまらず、総合学習等で地域人材の積極的活用を図ることや、学校行事を地域行事として位置づけ、町民との交流を積極的に図ることなどの取組みが求められます。
- ・ また、学校内だけの活動にとどまらず、活動内容を学校間や地域に発信し、相互に新しい情報を共有することで学習を発展させる必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 学校と地域の連携を図るために、社会教育の果たす役割は大きいものがあります。総合学習等における地域の人材リストの活用や、社会教育事業に対する学校の支援・協力の要請等により、地域住民との交流を図る機会の拡充に努めます。
- ・ 学校間及び学校との教育関係機関等を結ぶ情報通信ネットワークを構築するとともに、インターネット等を活用した交流を促進します。
- ・ 土曜休みに対応した学校外活動への支援やボランティア等を活用した社会教育事業の充実に努めます。
- ・ 学校外活動の場や機会の充実、指導者の確保を図るとともに、児童・生徒に対する多様な学校外活動の情報提供体制整備を進めます。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育施設の改善・充実</li><li>・ 体験学習、教育交流の推進</li><li>・ 情報教育施設の拡充</li></ul> |
|---|

## 高等教育機関の充実

### <現状>

- ・ 南幌中学校の卒業生の大半は、卒業後の進路問題などから町外の高校に進学しており、保護者の経済的負担は大きくなっています。
- ・ 一方、南幌高校は他市町村からの高校進学者の受皿高校となっています。
- ・ 南幌高校振興協議会が中心となって、間口増の拡大要請や専門科の設置などに努めています。

### <課題>

- ・ 地元進学率を高めるため、教育環境等の向上、大学や専門学校への進学・就職に結びつく専門科の設置等の特色ある学校づくりが課題となっています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 南幌高校の地域的役割の充実に向けて、教育環境等の資質の向上及び専門科の設置など魅力ある学校づくりを目指します。
- ・ また高校では、進学や就職の実績づくりを進め、将来は総合学科校を目標に特色ある学校づくりを推進します。

### 【主な取り組み】

- |                        |
|------------------------|
| ・ 専門科の設置など特色ある学校づくりの推進 |
|------------------------|

## 2. 地域みんなで育てる幼児教育

---

### 子育て支援策の充実

#### <現状>

- ・ 就学前の0歳から4歳までの親子を対象に、遊びを通じた親子の関わりやお母さん方の子育ての仲間づくり等をテーマとした教室や講演会を開催し、家庭の教育力の充実に努めています。

#### <課題>

- ・ 教室や講演会に参加されていない母親の中に、子育てに悩み孤立されている方々が見られます。このような保護者に対して、個別相談事業を行えるようなシステムを確立することが課題となっています。

#### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 子育て（乳幼児）を行っている保護者を対象に、身近な相談事業を推進し、地域で育てる子育て教育の支援を目指します。
- ・ 地域の子育て支援センター的な役割を担う機能として、個人に対応した子育て相談事業（相談員の配置・パソコンによる子育て関連ホームページの開設等）を推進します。
- ・ 複雑な家庭環境で悩む子どもや保護者に対応できる「駆け込み寺」的な場所を確保します。
- ・ また、住民活動団体に対する教育と福祉の連携が図れるよう、一体となった体制づくりを推進します。

#### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 家庭教育の推進</li><li>・ 子育てカウンセリングの充実</li><li>・ 親子を対象にした学習機会の充実</li><li>・ ボランティアによる家庭教育の支援</li><li>・ 住民活動団体に対する教育と福祉の連携の推進</li></ul> |
|--|

## 幼児教育の支援充実

### <現状>

- ・ 幼児教育は人間形成の基礎であり、生涯教育の第一歩として重要な役割を担っています。このため、各幼児教育機関が相互に連携をとりながら教育を進めていく必要があるものの、本町の現状は、幼稚園間・幼稚園と保育所の間で十分な交流が図られていない状況にあります。

### <課題>

- ・ 各幼児教育機関が、経営主体の方針の違い等を乗り越えて連携を図る必要があります。
- ・ より充実した教育を提供するための施設整備のあり方について検討する必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 合同研修、保育実践の交流等を促進し、幼稚園と保育所の連携を密にすることにより、心身ともに健やかな幼児の成長を目指します。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 幼児教育機能の連携及び充実</li><li>・ 幼稚園と保育所との連携の推進</li></ul> |
|--|

### 3. 教育文化を育む生涯学習の推進

---

#### 生涯学習活動の充実

##### 【少年の学習活動の充実】

###### <現状>

- ・ 少年が、豊かな人間性や社会性など生きる力を身に付けるには、学校外でのさまざまな体験活動を進めることが大切であり、本町においては地域子ども会や各少年団の活動が他の地域に比べて活発に行われています。

###### <課題>

- ・ 本町の子ども会については会員数や活動状況に地域間格差があること、さらに少年団の活動についてはスポーツが主体で、文化的な活動があまり行われておらず、これらへの対策を図る必要があります。

###### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 地域・学校・家庭との連携を密にして、学校外での生活体験や活動体験機会の拡充、及び少年団活動等の促進を図り、子どもの健全育成に努めます。
- ・ 子ども会組織の再編を含めた見直しを図るとともに、非行の防止対策への取組みを進めます。

##### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 非行防止を目的とした関係機関及び団体等とのネットワーク化及び環境浄化運動の推進</li><li>・ 南幌町の自然環境や歴史を学ぶ等の多様な体験活動の場や機会の拡充</li><li>・ 子ども会活動やスポーツ少年団活動を活性化するための地域指導者の充実</li><li>・ 中・高校生を対象にしたボランティアリーダーの養成</li></ul> |
|--|

## 【青年の学習活動の充実】

### <現状>

- ・ 今日が多様化した価値観の社会状況のなか、青年団体協議会のほか、目的団体として農協青年部、4Hクラブ、各職場の青年婦人部等が組織され、活動を行っています。

### <課題>

- ・ 各種団体の会員の固定化や減少により、活動が停滞気味となっており、その活性化を図ることが必要となっています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 青年が地域の中で自然とのふれあいや仲間との生活体験、活動体験などを経験できる場や機会の充実を目指します。
- ・ 各種青年団体の活性化を図るため、新しいネットワークづくりや団体活動の充実をねらいとした、リーダーの養成・確保に努めます。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 文化やスポーツ、ボランティア活動など同じ目的や興味・関心を持つ青年のサークル活動や団体活動の促進</li><li>・ 各青年団活動の活性化を図る新しいネットワークの構築</li></ul> |
|--|

## 【成人の学習活動の充実】

### <現状>

- ・ 価値観の多様化にともない、町民のさまざまなニーズに対応した成人の学習活動機会の提供が期待される状況にあり、行政と町民・企業の一体となった取組みが求められています。

### <課題>

- ・ 町民の自主的な活動を促す取組みや民間の力を活用することが必要です。
- ・ 住民相互の扶助の精神に基づく地域社会をつくるため、家庭・地域・学校を取り巻く課題を取り上げた学習機会を設定する必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 地域コミュニティの向上に向け、家庭教育の充実や地域の連帯感を育む学習機会の充実を図ります。
- ・ 学習や技術を生かす「活動の場」づくりを進め、町民の自主的な活動の拡充に努めます。
- ・ 女性団体やPTAの活動の活性化に努めます。

### 【主な取組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 多様で高度な学習ニーズや新たな学習課題に対応するため、地域の社会教育施設や学校、民間企業等と連携した学習機会の充実</li><li>・ 家庭・学校・地域が一体となったPTA活動への支援</li><li>・ 女性団体の自主活動及び各女性団体との連携の促進</li></ul> |
|--|

## 【地域社会の教育機能の充実】

### <現状>

- ・ 本町では、子ども会等の活動により地域が子ども達と関わりを持つ機会が多く、地域の教育力は必ずしも低下しているとはいえないものの、他人には干渉しないという今日の社会風潮もあり、地域全体で子どもを育てるという意識には欠けている面があります。

### <課題>

- ・ 家庭・学校・地域社会が、社会全体で子どもを育てていくという視点に立つ必要があります。そのうえで、それぞれが子どもの教育に対する責任と自ら果たすべき役割を正しく認識し、相互に連携を図りながら一体となって、それぞれの教育機能を発揮させる必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 家庭・学校・地域が一体となって青少年を育成するというまちづくりを目指します。
- ・ 平成14年度より実施される完全学校週5日制に対応した取組みの一環として、保護者や地域住民が、地域における教育を自らの問題としてとらえ、地域ぐるみで学校外活動に取り組むことが出来るよう、学校・PTA・町内会・子供会などの相互のネットワークづくりを進めます。
- ・ 地域の自然などを生かした学習活動の活性化を図るとともに、地域住民が一体となった青少年の健やかな成長や、連帯感のある意識を高めるための学習機会の充実に努めます。

### 【主な取組み】

・青少年の健全育成を図る事業やあいさつ運動などの普及啓発活動等による児童生徒・親・教師・住民が一体となった取組みへの支援
--

## 【高齢者の学習活動の充実】

### <現状>

- ・ 高齢者の健康でいきがいのある生活を支援するため、高齢者大学を中心にして、生活課題をテーマにした学習や異なる世代との交流など多様な学習機会を提供しています。

### <課題>

- ・ 高齢者や障害のある人々が地域の一員として共に生活していくノーマライゼーションの考えを定着させるとともに、生き甲斐をもって活動出来る機会や場を提供することが必要となっています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 高齢者の健康で生き甲斐のある生活を支援するため、異なる世代との交流など多様な学習機会の拡充を目指します。
- ・ 高齢者大学の充実により、新たな仲間づくりや自主的な社会参加を促進します。
- ・ 世代間交流の促進と、豊かな人生経験で得られた知識や技能等を生かすことが出来る機会を拡充します。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校の教育活動や社会教育施設等の学習活動の中で、高齢者の豊かな経験や学習の成果を生かせるような機会の拡充</li><li>・ 高齢者の生活スタイルの変化と多様化に対応した学習体系（高齢者大学等）の確立</li></ul> |
|--|

## 家庭の教育機能の充実

### <現状>

- ・ 本来、家庭において担うべきしつけや感性、情操の涵養などを学校教育に依存する傾向があることや、核家族化・少子化などにより生活体験の機会が減少したことから、保護者による過保護や放任などが見られます。

### <課題>

- ・ 家庭教育の果たす役割の大切さについては十分理解しているものの、子どもへの関わり方や指導に難があり、さまざまな問題行動が発生しています。
- ・ そのため、家庭教育に関わる様々な学習機会や情報を提供し、地域社会との関わりも含めた家庭の教育機能を高めていく必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 親子で取り組める機会のを拡充、父親の家庭教育への積極的な参加などを促進する場や機会の提供及び地域ぐるみの子育てを支援するネットワークづくりを促進します。
- ・ 完全学校週5日制により休日が拡大することから、親子で活動することや家庭の中で子どもに役割を与えるなどの取組みを進めます。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 家庭教育に関する様々な学習機会や情報提供の推進</li><li>・ 親子で活動する体験、父親の家庭教育への積極的な参加などを促進する場や機会の拡充</li></ul> |
|---|

## 生涯学習の拠点づくり

### <現状>

- ・ 余暇時間の増加や住民の意識の多様化に伴い、生涯学習を通して自分らしくゆとりある人生を送るための活動を行う町民が増加しています。
- ・ これらの住民活動や要望に応えるための機会や施設の充実が期待されています。

### <課題>

- ・ 住民の多様な期待に応える生涯学習の推進に向けて、既存の施設では十分な役割を果たすことが難しく、その充実・強化を図る必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 生涯学習を総合的に推進するために、地域の拠点となる図書館と文化施設の機能を有した施設の建設を目指します。
- ・ 施設づくりにあたっては、障害のある人や高齢者などが気軽に利用できる施設、高度な情報化に対応できる機能を持つ施設づくりに努めるとともに、既存施設の整備充実や生涯学習推進のためのアドバイザー等を配置します。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 図書館及び文化施設の機能を有した生涯学習センターの建設</li><li>・ 地域における生涯学習の拠点となる施設利用の充実</li></ul> |
|---|

## 指導者の充実

### <現状>

- ・ 生涯学習の振興や、学校の総合学習等の多様な学習ニーズに対応する人材の発掘・登録 及び有効活用を図るため、生涯学習ボランティア登録制度を進めています。

### <課題>

- ・ 他の市町村においても人材バンクを設置しているところがありますが、その有効活用が図られていないのが現状です。本町においては、平成13年度から生涯学習ボランティア登録制度が発足しますが、登録された人材の有効活用と人材の発掘が課題となっています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 生涯学習の振興と町民や学校等の多様な学習要求に対応できる人材の発掘・登録及び有効活用を目指します。

### 【主な取り組み】

- |                        |
|------------------------|
| ・生涯学習ボランティア登録の推進と活動の充実 |
|------------------------|

## 文化活動の振興・充実

### <現状>

- ・ 本町の文化活動は、公民館・改善センターを拠点に行われていますが、施設が建設されてからかなりの年数が経っており、質的に高い文化活動を求める団体・サークルへの対応が難しくなっています。

### <課題>

- ・ 地域文化（俵つみ唄・南幌太鼓・南幌音頭等）の伝承活動については、指導者を含めた後継者の育成や地域に広がりをもった活動への展開などが必要となっています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 人口の増加もあり、文化活動を行う団体や各種サークルの数も増えているところから、自主的・主体的に活動するサークルへの支援を行うことにより、芸術、文化活動の振興・充実を目指します。
- ・ 既存の施設での対応が難しい部分については、拠点となる新たな施設づくりを行うとともに、近隣の施設とのネットワーク化を推進します。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域文化の伝承活動促進と後継者の育成</li><li>・ 生活に潤いと生き甲斐をもたらす自主的な活動、ボランティア活動の推進</li><li>・ 町民の自主的、主体的サークル活動への支援</li><li>・ 近隣市町村の文化団体や施設との交流促進及びネットワーク化の推進</li></ul> |
|---|

## スポーツ・レクリエーション活動の振興

### <現状>

- ・ 軽スポーツを含む様々なスポーツに取り組む町民が増加している中、スポーツセンターを活動の拠点としてその他の施設が整備されていますが、町民の多様な要求に十分応えることができない状況になっています。

### <課題>

- ・ 生涯スポーツに親しむ町民に対応した総合的なスポーツ振興を図ることが必要であり、そのためには指導者の発掘・充実及び地域・学校を含めたネットワーク化を図ることが課題となっています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 既存施設の計画的整備・充実や、サークルや協会の自主的・主体的な活動による事業を推進し、生涯スポーツの充実に努めます。
- ・ 地域・学校・スポーツ指導員を総合的に活用し、生涯スポーツを推進します。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域・学校・スポーツ指導員を総合的に活用したまちづくりの推進</li><li>・ 運動施設に関する情報の提供とスポーツ教室の開催</li><li>・ 誰もが気軽にできる軽スポーツの振興</li><li>・ 学校体育施設開放の促進</li><li>・ スポーツ少年団活動の充実を促進</li><li>・ スポーツ関係団体の育成</li><li>・ 野外活動に親しむ機会の拡充・充実</li><li>・ スポーツ指導者の発掘・充実</li><li>・ プール施設の整備・充実</li><li>・ 各施設とのネットワーク化による情報提供の確立</li></ul> |
|--|

## 4.ふるさとの歴史と記憶を伝えるまちづくり

---

### ふるさとの記憶の保全

#### <現状>

- ・ 郷土の遺産継承と郷土愛を育むため、史跡標柱の設置を行うとともに郷土伝承室を中核として、郷土史研究会の協力により小学生を対象とした指導や事業等を開催するなど、ふるさとの記憶保全に努めています。

#### <課題>

- ・ 郷土の歴史や自然に触れる機会の拡充に向け、より身近な利用が可能な施設のあり方や、一般町民を対象とした事業を展開することが必要になっています。

#### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 郷土の歴史を伝える施設の充実を目指して、郷土文化伝承室の充実及び史跡標柱の総合的見直しと活用を図ります。

#### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 郷土文化伝承室の活用と充実</li><li>・ 史跡標柱の総合的見直しと活用</li></ul> |
|--|

## 記憶を伝える伝承活動

### <現状>

- ・ 各団体の協力を得ながら、昔の遊びを通して伝承文化の継承を促す事業（ふれあい体験教室・匠まつり）を行なっています。

### <課題>

- ・ 事業の推進にあたり、より充実した内容の事業を展開するには、実行委員会などの組織化による参加者の拡大に努めることが必要になっています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 体験不足や異世代間の交流が少ないと指摘される子どもたちに、昔の遊び等の伝承活動を通して生きる力や思いやりの心を培うことを目指します。
- ・ 伝承活動などの事業への参加については親子主体にしたり、生涯学習ボランティア登録者の積極的な活用に努めます。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 三世代交流による伝承活動の推進</li><li>・ 完全学校週5日制に対応した土曜休みに昔の遊びなどの体験を含めた機会の拡充</li></ul> |
|--|

## 1. 充実した医療環境の確立

### 診療科目の充実

#### <現状>

- ・ 現在の町立病院の診療科目は、内科・外科・小児科となっています。
- ・ 民間医療機関の診療科目は、内科・小児科・整形外科・理学診療科・循環器科・眼科・歯科等となっています。
- ・ 町民からは、町内にない耳鼻科、産婦人科等の設置要望があります。

#### <課題>

- ・ 町立病院の診療科目の増斗については、外来診療スペースの確保、診療器具及び器械類備品の確保、医師並びに看護婦の確保等の整備が必要になります。また、診療日についても、毎日診療か隔日診療で良いのか等について町民の意向を把握し、総合的に検討する必要があります。
- ・ 一方、町民のニーズに合った民間開業医の誘致について検討することも必要です。病院の誘致については、病院の新規開業にあたり、競合医療機関数、患者予測数等の診療圏調査があり、十分な調査と検討が必要になります。

#### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 財政事情を勘案しながら、将来に向けて、町立病院の診療科目の増斗と民間開業医の誘致について検討します。
- ・ 町民の要望を調査しながら、町民のニーズにあった診療科目の選定について検討します。

#### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 町立病院における診療科目の増斗</li><li>・ 民間開業医の誘致</li></ul> |
|--|

## 医療ニーズに対応した町立病院の充実

### <現状>

- ・ 町民の要望も取り入れながら、病院施設の管理運営に努めていますが、町立病院では入院患者及び外来患者が年々減少し、町外の大型病院等に患者が流失しています。
- ・ 町立病院に対しては、町民からの要望や苦情が多くなっています。
- ・ 医療機器備品等については、年次計画により購入しています。

### <課題>

- ・ 町民のニーズに対応した施設整備が必要となっています。
- ・ 安心される医療の提供のために、患者と医師並びに医療スタッフ全員の相互理解を得る必要があります。
- ・ 最新の医療に対応するため、医師並びに医療スタッフの研修等が必要となっています。
- ・ 自治体病院の使命として、町民の福祉面での医療サービスの提供も必要です。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 町民に喜ばれ、親しまれるスタッフの充実とやさしい病院づくりの推進を目指します。
- ・ 外来患者の待ち時間を短縮するため、予約診療サービスの検討を行います。
- ・ 病院の維持管理の安定化を図るために、随時施設の補修や医療機器の整備に努めることとし、事故のないよう整備及び更新に努めます。
- ・ 患者及び家族に安心していただくために、診療に関する相談や説明等に努めます。
- ・ 高齢者福祉に対する医療体制の充実に努めます。

### 【主な取り組み】

- ・ 医療サービスの徹底を図るためのスタッフの充実
- ・ 緊急時に対応できる臨時看護婦及び看護補助者の確保
- ・ 患者サービス事業の推進（予約診療サービス等の実施）
- ・ 病院施設整備の充実
- ・ 医療機器整備の充実
- ・ 診療情報提供の推進（診療に関する相談、説明等の奨励）
- ・ 町立病院を中心とした、医療・福祉エリアの確立

## 地域医療の広域化への対応

### <現状>

- ・ 南幌町では、栗山町、長沼町、由仁町の四町で一部事務組合を組織し救急業務を行っていますが、人口の増加に伴い交通量も増え、事故件数、救急業務が急増しています。
- ・ 町外への救急搬送は、組合管内及び札幌市や江別市、北広島市等に及んでいます。
- ・ 現在、救急救命士の資格習得者は2名となっており、今後も養成して救急体制の強化充実を図る予定になっています。
- ・ 一方、町立病院では一般的な家庭内救急に対しては、休日・夜間を問わず対応しているものの、救急用の医療機器が整備されていないため、十分な救急体制は整っていない状況にあります。

### <課題>

- ・ 救命率向上のため、高度な専門的教育を受け、救命に必要な資機材を搭載した高性能の高規格救急自動車を整備する必要があります。
- ・ 救急救命士が高規格緊急自動車で特定医療行為をするために、町立病院の医師・看護婦等との連携体制が必要になります。
- ・ また、町立病院における救急救命医療を行うため、緊急自動車との心電図伝送装置等のシステムを整備する必要があります。
- ・ 一般の救急患者並びに事故による救急患者に対する救急医療の確保のための整備を進める必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 地域医療の推進と広域化への対応を目指します。
- ・ 救命率を高めるため、救急救命士の資格者を養成し、特定行為が行える高規格救急車の導入を行うとともに、町立病院内に緊急救命医療体制の確立を図ります。
- ・ 救急医療の体制整備のため、広域的な病院間の連携を促進します。
- ・ また、特殊事情患者に関するネットワークづくりを進めます。
- ・ 町民に信頼される救急病院となるよう、町立病院において国の制度における認定を受け、迅速かつ適切な医療の提供に努めます。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 救急救命士の養成</li><li>・ 高規格救急自動車の導入及び更新</li><li>・ 町立病院との救急業務の連携強化</li></ul> |
|--|

## 2 . 町民の健康予防対策

---

### 成人保健対策の推進と充実

#### <現状>

- ・ 生活習慣病検診、ガン検診等各種検診を実施しているとともに、平成12年度からは成人歯科検診を実施しています。
- ・ 定例の健康相談は、保健福祉総合センター「あいくる」で月2回、温泉で保養の日等に行われていますが、これ以外には、老人会、女性部等の要望に応じて健康相談、健康教育を実施しています。

#### <課題>

- ・ 検診後、生活習慣の改善に至っていない場合が多く、個別の生活指導、栄養指導を強化する必要があります。
- ・ 歯科保健に対する関心が薄く、若いうちに歯を失う人が多いと思われることから、一層の啓蒙活動が必要となっています。

#### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 検診等による生活習慣病の早期発見と予防体制の充実を目指します。
- ・ 検診はもとより、検診事後活動の充実（個別指導、教室活動）に努めます。
- ・ 町民の方々に歯科保健の重要性を理解してもらえよう、町内歯科医の協力を募りつつ、啓蒙活動に努めます。
- ・ 町民の健康状態を把握するため、町民健康台帳の作成に努めます。

#### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活習慣病予防の推進</li><li>・ 8020（80歳で20本の歯を残そう）運動の推進</li></ul> |
|---|

## 感染症対策の推進と充実

### <現状>

- ・ 感染症対策として、エキノкокクス症検診、住民結核検診を実施しています。
- ・ 食中毒警報発令時には、町民及び主な調理施設への情報提供を行い、O157等による食中毒予防に努めています。
- ・ 平成12年度から、乳幼児定期予防接種の実施医療機関を拡大（町立病院の他に、みどり野医院を追加）し、接種を受けやすい体制整備に努めています。
- ・ 広報紙やあいくる通信への検診記事の掲載PRなどの広報活動により、感染症予防に関する知識の普及に努めているものの、検診受診や予防接種等の十分な知識の理解には難しい面も残されています。

### <課題>

- ・ 検診を受診する人の固定化がみられ、新規受診者を増やすための検診実施方法を工夫することなどが必要となっています。
- ・ 予防接種は、種類・副反応・時期間隔等が複雑で、接種に関する知識を十分理解して接種を受けることが必要となっています。
- ・ 結核、エキノкокクス症の早期発見治療と感染を予防する行動がとれるよう、感染症に対する正しい知識の普及と検診の必要性について啓蒙活動を展開する必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 結核、エキノкокクス症検診事業の充実（回数、日時の工夫）に努めます。
- ・ 予防接種について、十分に理解し接種を受けられるよう、乳幼児健診や電話相談により知識を高めるための支援に努めます。
- ・ 感染症全般についての正しい知識について、わかりやすく効果的に普及できるよう努めます。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ エキノкокクス症検診事業の推進</li><li>・ O-157対策事業の推進</li><li>・ 定期予防接種事業の推進</li><li>・ 住民結核検診事業の推進</li></ul> |
|---|

## 母子保健対策の推進と充実

### <現状>

- ・ 乳幼児健診 各種講習会( 母親学級 離乳食講習会、子育て講演会 ) 子育て相談等を実施しており、平成 12 年度からは子育て支援教室を実施しています。
- ・ 母子保健対策の推進について、育児支援となる視点を重視し、事業の展開を図るよう努めています。

### <課題>

- ・ 住民が主体となり活動する子育てサークルの育成・支援を行う必要があります。
- ・ 子育て支援教室における情報提供の内容を広げるなど、活動事業の充実・強化が必要となっています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 子育てする上でのニーズを把握し、住民が気軽に参加できる各事業の展開・育児支援に努め、安心して子育てできる体制の整備と、子どもが健やかに発達できる地域づくりを目指します。
- ・ 住民が安心して子育てできる住民主体のネットワーク(子育てサークル等)の確立と、育児を支える地域づくりに努めます。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民参画による子育てネットワークの確立と支援</li><li>・ 育児支援活動の充実・強化</li></ul> |
|---|

### 3. 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

#### 高齢者等の生活支援の充実

##### 【在宅保健福祉サービスの充実】

###### <現状>

- ・ 介護保険給付サービス（介護保険対象）として、ホームヘルプサービス（訪問介護）やショートステイ（短期入所）デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリ）、訪問看護等の在宅福祉サービスが提供されています。
- ・ 高齢者の方ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れるよう、南幌町在宅福祉サービス（介護保険以外）として生活支援・生きがい活動支援事業を実施しています。

###### <課題>

- ・ 病気や寝たきりになっても、住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けられるように、健康づくりから、予防、治療、機能回復まで、保健・福祉・医療が一体となった支援が必要です。
- ・ 高齢化の進行、近年の核家族化に伴い、一人暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が増加しているため、安心できる暮らしを支える体制づくりが必要です。

###### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れることを目指します。
- ・ 福祉、保健、医療サービスの一体的な提供や住民の保健福祉活動を促進できるように、施設や体制の整備を進めます。
- ・ 要支援・要介護者を含めたすべての高齢者に対し、生活するうえで必要な、様々な福祉サービスを提供します。
- ・ 生きがい対応型デイサービスセンターの建設を推進します。

##### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者の生活支援事業の実施（配食サービス事業、移送サービス事業、軽度生活援助事業等）</li><li>・ 自立支援ヘルパー派遣事業の推進</li><li>・ 介護予防事業の実施（転倒予防事業、寝たきり防止事業、痴呆予防・介護事業、IADL（手段的日常生活動作）訓練事業、地域住民グループ支援事業、高齢者食生活改善事業、生活習慣改善事業等）</li><li>・ 生きがい活動支援通所事業の推進（生きがいデイサービス事業）</li><li>・ 生活管理指導事業の推進（生活管理指導員派遣事業、生活管理指導短期宿泊事業等）</li><li>・ 生きがい対応型デイサービスセンター建設の推進</li></ul> |
|---|

## 【施設保健福祉サービスの充実】

### <現状>

- ・ 町内には介護老人福祉施設として、特別養護老人ホーム南幌みどり苑（定員70床）設置されています。
- ・ 介護老人保健施設として、医療法人やわらぎ老人保健施設ゆう（定員70床）が設置されています。
- ・ また、介護療養型医療施設として、町立南幌病院（定員24床）が設置されています。

### <課題>

- ・ 高齢化の進展に伴い身体的・精神的に重度の障害を有するなど、在宅では介護が困難な高齢者や、介護を要する長期の入院患者が増加しているため、施設サービスの資質の向上を図る必要があります。
- ・ 一人暮らしの老人が増加しており、独立して生活するには不安のある高齢者への対応が求められています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 広域的な状況を考慮しながら、既存施設の効率的な利用に努めます。
- ・ 地域住民、施設入居者、施設職員との相互理解を深めるため、さまざまな交流の促進に努めます。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設サービスの資質の向上</li><li>・ 地域住民との交流の促進</li></ul> |
|--|

## 【介護支援体制の充実】

### <現状>

- ・ 高齢化の進展に伴い、虚弱や痴呆の高齢者が増加する一方で、家庭の介護機能が低下し、高齢者の介護は、高齢者自身や高齢者を支える家族にとっての大きな生活不安要因となっています。
- ・ このため、虚弱・寝たきり・痴呆などで介護を必要とする状況になったときに、福祉、保健、医療サービスを総合的に受けられる体制が整備されてきており、平成12年度の介護保険制度開始に伴い、当町においても居宅介護支援事業所が3ヶ所整備されています。

### <課題>

- ・ 高齢者が要介護の状態となっても、可能な限り一人ひとりの能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように、家族としての介護負担の軽減を図り、社会全体で支える仕組みづくりや、その円滑な運営が必要となっています。
- ・ また、多様な介護ニーズへのきめ細かな対応を図るために、地域で高齢者を支える仕組みづくりが必要となっています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 老人保健福祉計画の的確な推進に努め、民間活力の活用や関係機関との連携を図りながら、要介護者に対する適切な保健、医療、福祉サービスの体制づくりを目指します。
- ・ 高齢者の在宅介護の担い手となる、団体やグループなどの活動の環境整備に努めます。
- ・ 行政機関内部において、保健福祉の環境整備に向けて、保健部門・医療部門・福祉部門が連携を図ります。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保健・医療・福祉部門の連携による高齢者の保健福祉サービスの充実</li><li>・ 社会福祉協議会との連携強化</li><li>・ 南幌町地域保健医療福祉対策協議会の充実</li></ul> |
|---|

## 【福祉活動を行う人材の確保】

### <現状>

- ・ 訪問介護における事業者は、町内では1事業者（南幌町訪問介護事業所）のみとなっています。
- ・ ホームヘルパーについては、常勤4名、非常勤1名となっているほか、平成9年、10年の2ヶ年にわたって3級ホームヘルパーの研修を実施し、町内在住の36名の方が資格を取得しています。
- ・ 居宅介護支援事業の根幹をなすケアマネージャー（介護支援専門員）の育成は、北海道において行われており、町内にある3箇所の指定居宅介護支援事業所に常駐しています。
- ・ また、町内では各種福祉団体等が多様な保健福祉活動を行っています。

### <課題>

- ・ 訪問介護の現在の利用状況からホームヘルパー等については充足していると考えられますが、将来の人材の確保を視野に入れて、後継者の育成を検討する必要があります。
- ・ 町内の居宅介護支援事業所においては、ケアマネージャーを確保していますが、他の業務との兼任が大半を占めている状況にあります。
- ・ また、各種福祉団体等との連携のあり方について検討する必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 町独自にホームヘルパーの研修を行い、ヘルパーの育成・確保に努めます。
- ・ 広域連携や北海道との連携により、理学療法士、作業療法士などの福祉人材の確保に努めます。
- ・ 居宅介護支援体制の充実に向け、北海道との連携や、社会福祉協議会・民間事業者等との連携により、ケアマネージャーの育成・確保に努めます。
- ・ 南空知南部5町（南幌・栗山・由仁・栗沢・長沼）のケアマネージャーによる南空知南部5町のケアマネージャー・ネットワーク（通称「そらネット」）を中軸にして学習会等を開催し、ケアマネージャーの資質の向上を図るとともに、相互連携の強化に努めます。
- ・ 各種福祉団体等民間団体が担う大きな役割を勘案し、福祉団体等への支援を行います。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 福祉団体等の活動内容を広く町民に周知するとともに、活動施設の確保などに対する支援の推進</li><li>・ ケアマネージャー、ホームヘルパー、理学療法士、作業療法士などの福祉人材の確保</li><li>・ 各種福祉団体等の育成並びに連携の強化</li></ul> |
|---|

## 【障害者福祉の充実】

### <現状>

- ・ 身体障害者手帳の交付者数は341名であり、更正・授産施設等の入所者数は8名となっています。
- ・ 知的障害のある療育手帳の交付者数は52名であり、更正施設等の入所数は13名となっています。
- ・ 町内の施設としては、知的障害者更正施設「南幌めぐみ学園」（定員50名）が社会福祉法人により運営されています。
- ・ また、北海道立南幌養護学校には、小・中・高等部が設置されています。

### <課題>

- ・ 障害が多様化、重複化、重度化する中で、的確で迅速なサービスが求められています。
- ・ 交通（移送）手段の確保や冬季の除排雪等、生活援助サービスの拡充を図る必要があります。
- ・ また、障害者の社会参加や就業機会の確保等については、住民の理解と環境整備が必要です。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ さまざまなニーズへの対応が求められる中で、既存施設（資源）の有効活用及び体制の整備を、広域的な連携のもとに行います。
- ・ 重度の障害者等に対するタクシー料金の助成拡大、移送、除排雪サービス等の充実を図り、障害者に対する生活支援を行います。
- ・ 障害者へのホームヘルパーの派遣充実を図り、在宅生活の支援を行います。
- ・ 教育・医療・福祉に係る連携システムの確立を目指します。
- ・ 知的障害者の自活訓練・通所作業施設の整備を図り、就業機会の確保を目指します。
- ・ 地域住民、障害者、施設職員との相互理解を深めるため、さまざまな交流の促進に努めます。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ デイサービス・ショートステイ事業の創設</li><li>・ 障害者の生活支援事業の実施（配食サービス事業、移送サービス事業、軽度生活援助事業等）</li><li>・ 自活訓練、通所作業所等の施設整備</li><li>・ 地域住民との交流の促進</li></ul> |
|---|

## 【国民年金保険の充実】

### <現状>

- ・ 長引く景気低迷などにより保険料未納者が急増し、国民年金推進員による電話や戸別対応などにより、納付指導を行っている状況にあるものの、各種社会保険制度の担う役割は、ますます重要になっています。

### <課題>

- ・ 住民と行政が一体となった将来の生活そのものをアドバイスできるシステムづくりが求められており、このための人員（生活アドバイザー等）配置が求められています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 平成14年からの年金法改正により、一層の未納者増加が見込まれるため、適切な指導を行うための住民生活アドバイザーの設置を図ります。
- ・ 住民生活アドバイザーには、行政と住民とのパイプ役的な役割をもたせ、生活に関する幅広い相談活動を推進します。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民年金保険料収納特別対策事業の推進</li><li>・ 住民生活アドバイザーの設置及び相談活動の推進</li></ul> |
|---|

## 高齢者等の社会参加の促進

### <現状>

- ・ 社会福祉協議会の活動の一環として、老人クラブ連合会を中心に、地域毎に19の老人クラブが組織され、軽スポーツや文化活動、奉仕活動等が精力的に展開されています。
- ・ 19の老人クラブでは、1,920名の会員を数え、各種活動を行っている一方で、施設入所者を除いた約100名の未加入者は、地域との繋がりがなく孤立する高齢者もいます。
- ・ 高齢者事業団への支援を通じて、高齢者の持つ技能・知識を活用する場の提供に努めています。高齢者事業団は140名の会員を擁し、各種サービス事業をはじめ、企業からの求人にも応えており、その活動は地域に定着しています。

### <課題>

- ・ 高齢者の生きがい活動等の拡充及び高齢者によるボランティア活動の活性化に向けて活躍の場の発掘と支援を行うことなどが必要となっています。

### <施策の展開方向>

- ・ 多様な高齢者サービスや活動を効率的かつ迅速に提供するための体制整備を図るとともに、社会福祉協議会及び高齢者事業団の積極的な支援に努めます。
- ・ 老人クラブ未加入者の加入促進を図り、すべての高齢者が平等な恩恵を受けられるよう努め、地域における交流の拡大を目指します。
- ・ 高齢者事業団や老人ボランティアによる、生活弱者に対する各種援助活動への支援の充実に努めます。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会福祉協議会及び高齢者事業団への支援</li><li>・ 生きがい活動事業の支援</li><li>・ 地域社会の理解と連帯性を深める雇用の場の拡大</li><li>・ 地域による支援活動（小地域ネットワーク事業）の推進</li></ul> |
|--|

## 児童福祉の充実

### <現状>

- ・ 児童の健全育成を図るため、「エンゼルプラン」に基づき、健全な児童の成長を図るための児童福祉を推進しています。
- ・ 南幌保育所は、築25年を経過し老朽化と狹隘化が進み、年齢別保育や今後必要となる子育て支援に向けた一時保育等の事業実施に支障をきたしています。
- ・ 学童保育の実施場所は、保健福祉総合センター「あいくる」に仮設置されていますが、保育を実施する上で、安全面などへの配慮が必要になっています。

### <課題>

- ・ 保育所の改築にあたっては、財政負担が多額にのぼることから、少子化傾向も念頭に置きながら、機能的合理的な建物とする必要があります。
- ・ 学童保育は、既存の公共的施設の活用を考慮しながら、早急に児童館計画へ組み入れる必要があります。
- ・ 早期療育事業の発達支援センターについて、専用の行動観察室等を確保し、指導や訓練の充実を図る必要があります。
- ・ 子育て支援には、親が参加しやすい場の提供が必要であります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 児童福祉施設等の整備と早期療育の充実を目指します。
- ・ 保育所の改築は、平成14年度中の完成を目指します。
- ・ 保育所に併設する形で子育て支援事業を実施し、保護者の利便を図ると共に少子化対策に係る総合調整を行います。
- ・ 学童保育機能を有した児童館の整備を図ります。
- ・ 発達支援センターの施設拡充を図るとともに、早期療育事業の推進のため、関係機関との情報交換ネットワークを構築します。
- ・ 各行政区・町内会にある子ども会等を通じ、栄養士・作業療法士・保健婦等により、食や遊びを取入れた巡回による子育て支援を推進します。

### 【主な取り組み】

- ・ 「エンゼルプラン」の計画的な推進
- ・ 南幌保育所の改築
- ・ 児童館の整備
- ・ 発達支援センター事業の推進
- ・ 子育て支援センター事業の推進
- ・ 学童保育の充実
- ・ 巡回による子育て支援の推進

## 人にやさしいバリアフリー空間の形成

### <現状>

- ・ 道路整備にあたっては、道路計画に基づき逐次バリアフリー型による整備を進めています。
- ・ 一方、公共公益施設については、公共施設・公園施設の一部に身体障害者向けトイレの設置を行うとともに、中央公園駐車場から公園内出入口の段差解消を行っているものの、全体的にバリアフリー化への対応が遅れています。

### <課題>

- ・ 道路整備については、すでに整備されている歩道についてのバリアフリー化対策が必要になってきます。
- ・ 既存の公共公益施設について、車椅子利用者を含め、高齢者・障害者等すべての人々が安全で自由に利用できるよう計画的に改善を図る必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 公共施設の周辺及び幹線道路の歩道について、障害者や車椅子等の通行に支障がないような勾配への改善、点字ブロックの設置等を進めます。
- ・ 公共施設について、出入口の段差解消並びにスロープの設置、エレベーター等の設置等を図ります。
- ・ 公園施設について、身体障害者用運動施設整備、園内専用道路への改善等を図ります。
- ・ 町民一人ひとりが、お互いの立場を尊重し、支え合いながら生き生きと生活できる“心のバリアフリー”を地域ぐるみで進めます。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設、道路、公園、歩道などのバリアフリー化</li><li>・ 公共施設における身体障害者用トイレへの改善</li><li>・ 照明施設の充実、休憩施設の設置</li></ul> |
|---|

## 第4節 安心して楽しく暮らせる快適な生活環境のまちを目指します

### 1. 花とみどりあふれる快適な都市環境づくり

#### 緑の保全と緑化の推進

##### <現状>

- ・ 市街化の進展により農地が減少し、離農者の増加に伴い、耕地防風林や屋敷林等の緑も減少するなど、田園地帯の緑地環境が悪化しつつあります。
- ・ こうした中で、花いっぱい運動事業として、町民参加による道路植樹帯への花植並びに除草作業を約2.7kmにわたって実施し、緑の保全と緑化に取り組んでいます。

##### <課題>

- ・ 緑あふれるまちづくりを進めるために、寺社や住宅、事業所などの多様な緑を守り育てる必要があります。
- ・ 緑を大切に、町民主体の身近な緑づくりを促進するため、緑化意識を高める必要があります。
- ・ うるおいとやすらぎのある道路空間を確保するため、植樹など緑化を推進することが必要となります。
- ・ 花いっぱい運動の推進のため、町民参加による管理を含めたシステムをつくる必要があります。

##### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 町民参加により、緑の基本計画を策定するとともに、計画に基づく緑化の推進に努めます。
- ・ 子供が中心となった緑化活動を進めるとともに、緑に関心を持ち、緑づくりに取り組む人材を育成します。
- ・ 地域の風土に育まれた寺社などの緑や防風林、公園や学校跡地の緑の保全と活用に努めます。
- ・ 道路や公共施設などの緑化や、花いっぱい運動事業を推進します。

#### 【主な取り組み】

- ・ 防風林の保全事業の推進
- ・ 遊休公共用地の効果的活用
- ・ 町民の参加による花いっぱい運動の推進並びに活動に対する支援
- ・ 街路樹の整備及び適正な維持管理体制の確立
- ・ 緑の基本計画の策定

## 公園の整備

### <現状>

- ・ 地区公園としての中央公園(面積7.4ha)、総合公園としてのなんぼろリバーサイド公園(面積27.63ha)をはじめ、全町に27箇所、全面積65.74haの公園が整備されています。
- ・ 水辺空間を有する公園として、三重湖公園(10.0ha)、なんぼろ親水公園(21.9ha)がある他、地域には、暁沼(7.4ha)や幌向運河(延長5.7km)、8号運河(延長1.2km)、8号排水路(延長0.6km)などの水辺と緑地があります。
- ・ 町民1人当りの公園面積は65㎡となっており、整備水準は全道10位にランクされますが、公園・緑地相互と市街地との連携、ネットワークの形成が不十分な状況にあります。

### <課題>

- ・ 子どもたちが安全で安心して利用できるよう、計画的な遊具の整備・改修が必要となっています。
- ・ 地域住民の多様なニーズに即した公園の管理、運営と整備が求められています。
- ・ 町民生活にゆとりとうるおいを与える快適な都市環境を形成するため、親水機能の充実が必要となっており、良好な水辺環境の創造と水の大切さについて意識の高揚を図るため、町民が主体となって身近な水辺空間づくりを進める必要があります。
- ・ 市街地と南幌温泉、親水公園等をつなぐ「遊歩道」を整備する必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 子どもたちが安全で安心して利用できるように、遊具の点検・改修及び整備の強化に努めます。
- ・ 児童公園や小公園等の地域密着型の公園施設は、町内会等の自主管理・運営を進め、多様なニーズに対応できる管理体制づくりを進めます。
- ・ 親水性を高める環境整備や緑化など、水とのふれあい空間づくりを進めます。
- ・ 地域にある運河や湖を生かしたまちづくり活動の展開など、水のある空間を活用する町民主体の取組みを促します。
- ・ 歴史的景観を有する幌向運河等を活用し、市街地と南幌温泉等を結ぶ人と自転車の専用道路の整備を推進します。

#### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 各公園と緑化等に有機的な連携をもたせたサイクリングロードづくりの促進</li><li>・ 公園の整備及び適正な維持管理体制の確立</li><li>・ 幌向運河等遊歩道の整備</li></ul> |
|--|

## 南幌100年の森づくり

### <現状>

- ・ 南幌町の歴史は農地開拓の歴史で始まり、原生林の原野を切り開いて開拓してきた結果、町内から森林が消え、現在では農家の屋敷林と防風林にだけ大きな樹木が残されている状況にあります。

### <課題>

- ・ 「100年の森づくり」を進めていくためには、住民の主体的な参加意識を高めることが必要であり、住民組織の育成、指導者の育成に向けて取り組む必要があります。
- ・ 用地の確保や有機的な活用を図る必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 快適な緑の空間の創設に向けて、住民の参加意識を高めるため、啓蒙活動を推進します。
- ・ 南幌町全体が緑で囲まれた公園的空間となるやすらぎのある町づくりを目指し、「100年の森づくり」を推進します。
- ・ 樹木の果たす役割は、環境保全と住民の健康保持とも言われていることから、植樹などを積極的に推進します。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 南幌100年の森づくりの推進</li><li>・ 住民組織や指導者育成の推進</li><li>・ 身近な緑化植樹の推進</li></ul> |
|---|

## 豊かで快適な住宅・住環境づくり

### 【良好な住宅・宅地の供給】

#### <現状>

- ・ 北海道住宅供給公社によるみどり野団地や南幌町土地開発公社による稲穂団地の整備推進により、平成11年度末現在で2,541戸、193.4haの住宅地が整備され、平成11年度の住宅の新増築は52棟となっています。
- ・ 高齢化社会の中で、高齢者や障害のある人が自宅で自立した生活を望む声が聞かれるとともに、居住区域と中心市街地の連携不足も指摘されています。

#### <課題>

- ・ ゆとりある暮らしの基盤づくりのため、安全で安心な住環境の整備と中心市街地との連携確保が必要になっています。
- ・ 高齢者や障害のある人が、住み慣れた家で安心して生活できるよう、多様な住まいづくり・住環境づくりを促進する必要があります。
- ・ 町民の生活水準の向上や、価値観の多様化に応じ、質の高い住環境整備を進める必要があります。

#### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 自然や周囲の農村環境との調和に配慮した、優良で質の高い住宅地の供給と販売を促進し、南幌にふさわしい魅力ある街並みの形成を目指します。
- ・ ゆとりある快適な居住空間の創出と中心市街地の連携に努めます。
- ・ 高齢者や障害のある人々の住宅の改善を支援するとともに、住宅に関する相談や情報の提供などの活動を促進します。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 住みよい良好な居住地と便利な業務地の形成</li><li>・ 住環境整備事業（夕張太西地区）の整備</li><li>・ 都市計画マスタープランによる住民参加型の総合的なまちづくりの推進</li><li>・ みどり通りを活用した歩いて暮らせる環境づくり</li><li>・ 住宅改善支援システム（住宅相談窓口等）の構築</li></ul> |
|--|

## 【公共賃貸住宅の整備】

### <現状>

- ・平成11年度末現在、22棟・150戸の公営住宅整備を行っており、町内の住宅戸数の約5%を担っています。
- ・しかしながら、管理戸数の約28%が耐用年数を概ね経過するなど老朽化が進行し、しかも必要な居住水準を満たさない狭小な住宅が多数を占める状況になっています。

### <課題>

- ・農業後継者や若手勤労者などが居住できる公共賃貸住宅整備を行い、民間住宅の建設を牽引する必要があります。
- ・誰もが安心して暮らすことが出来るよう、高齢者や障害のある人などの利用ニーズにきめ細やかに対応するための良質な公共賃貸住宅整備を進める必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・南幌町住宅マスタープランに基づき、住宅ニーズに応じた多様な住宅の供給と、公営住宅の計画的な建替え等を推進します。
- ・収入区分にあった、ゆとりある良質な公共賃貸住宅を計画的に整備します。
- ・高齢者や障害のある人などに配慮した公営住宅の整備を進めます。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者対応を踏まえた居住の安定確保（シルバーハウジング事業等）</li><li>・公営住宅の老朽化と居住水準の引き上げに対する早期建替えの促進</li><li>・事業（農業、商業等）後継者及び若者定住対策となる公共賃貸住宅の整備推進</li><li>・民間による賃貸住宅建設の促進</li></ul> |
|---|

## 雪に強い生活環境づくり

### <現状>

- ・ 平成12年度の除雪延長は、車道199.9km、歩道16kmで、近年公共施設等の除雪が増えています。
- ・ 排雪路線については延長8.6kmとなっており、市街の路線と団地内の幹線道路を実施しています。
- ・ 団地内の生活道路の排雪は、地域援助排雪事業で取り組んでおり、降雪量、降雪時期により実施件数の変動があるものの、利用率は低い状況となっています。
- ・ 融雪施設設置事業は平成12年度から実施しており、高齢者や重度身体障害者に対する補助及び一般に対する融資斡旋を行っています。

### <課題>

- ・ 町民に対して、地域援助排雪事業の趣旨を説明し、町内会単位の普及を図っていく必要があります。
- ・ 除雪時において、団地内で要望の多い間口処理に対する対応が求められており、地域との連携による団地内除雪の在り方の検討が必要となっています。
- ・ 玄関前等の雪の処理や生活環境の向上を図るため、融雪施設設置事業を促進する必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 町民が冬期間快適な生活が送れるように、融雪施設設置及び地域援助排雪事業等の趣旨を理解してもらうため、広報紙等で情報を提供し普及に努めます。
- ・ 地域住民の意見を把握しながら、地域との連携による雪対策を進めます。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域援助排雪事業の推進</li><li>・ 融雪施設設置事業（補助・融資斡旋）の促進</li></ul> |
|--|

## 町営墓地の環境整備の推進

### <現状>

- ・ 平成9年から南幌墓地の環境整備事業を展開しており、平成13年度からの供用開始を予定しています。
- ・ 晩翠墓地については、平成9年度に調査設計作業が終了しているものの、夕張太墓地については未着手の状況となっています。

### <課題>

- ・ 晩翠、夕張太墓地ともに環境整備を図ることが必要になります。しかしながら、新規造成分については需要の見極めを図ることが必要となっています。

### <施策の展開方向>

- ・ 農村環境と調和した墓地環境整備に向けて、晩翠、夕張太の両墓地の需要調査を実施します。
- ・ 調査に基づき、平成13年度以降の整備に向けた年次計画を策定します。

### 【主な取り組み】

- |                     |
|---------------------|
| ・ 町営墓地（晩翠、夕張太）の環境整備 |
|---------------------|

## 2. 資源循環型のライフスタイルを育む環境づくり

---

### ゴミ処理体制の充実

#### <現状>

- ・ 本町では町民の協力を得て、一部事務組合方式（南空知公衆衛生組合）によってごみの分別（6種類）収集と処理が行われています。
- ・ 農家地区では不燃ごみ（資源ごみを含む）のみを収集しており、可燃ごみ及び生ごみは自家処理又は処理場への直接搬入が行われている状況になっています。
- ・ 南幌町保健衛生組合を中心に啓発運動が展開されています。

#### <課題>

- ・ ごみの適正処理を推進するため、農家地区における可燃及び生ごみの収集体制を確立する必要があります。
- ・ ごみステーションにおける不適切な廃棄物の排出抑制を推進する必要があります。
- ・ ごみの減量化と適正処理を推進するため、ごみ処理体制の広域化を図るとともに、町民への啓発運動を展開し、地域住民主導の環境保全組織を構築する必要があります。

#### <施策のねらいと展開方向>

- ・ ごみの分別等を徹底するため、生活環境保全推進協議会などの育成や支援に努めるとともに、資源のリサイクルの推進に努めます。
- ・ ごみステーションなどにおける不法投棄防止対策の推進に努めます。
- ・ 町民一人ひとりの身近な環境の改善意識の向上に向けて、南幌町環境保全条例（ポイ捨て禁止、分煙対策の推進など）の制定を検討します。

#### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道央地域ごみ処理広域化の推進</li><li>・ 環境保全推進員制度の構築</li><li>・ 生活環境保全推進協議会の構築（南幌町保健衛生組合の発展的解消）</li><li>・ 生ごみ堆肥化施策の推進</li><li>・ 資源のリサイクルの推進</li></ul> |
|---|

## 環境意識の醸成

### <現状>

- ・ 各行政区域ごとの具体的な地域環境保全対策が構じられておらず、ダイオキシンなどの環境汚染物質に対する町民の意識も低く、環境問題への対応の多くを人々の良識に頼らざるを得ない状況となっています。
- ・ また、環境教育体制も不十分であり、そのうえ環境啓発運動の展開も活発ではなく、ペット公害などにより町民相互の関係が気まずくなる例もみられます。

### <課題>

- ・ 地域コミュニティを推進するための支援体制を充実させる必要があります。
- ・ 教育関係機関等との連携を図りながら、環境教育体制の確立を図る必要があります。
- ・ 心が癒される町を目指し、動物との共存・共生を図る必要があります。
- ・ ダイオキシン等の環境汚染物質を排出しない又はさせないための施策を講ずる必要があります。

### <施策の展開方向>

- ・ 動物愛護の精神を尊重しながら、ペット公害防止施策などの実現に努めます。
- ・ 地域でできる環境汚染物質排出抑制意識の醸成に努めます。
- ・ 南幌の豊かな水と緑の維持・保全に向けて、土壌の汚染対策と河川等の水質保全対策に取り組めます。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境教育システムの構築（こどもエコクラブ組織育成等）</li><li>・ 土壌汚染対策、河川等水質保全対策の推進（事業者対策、化学物質排出抑制）</li><li>・ 地球環境問題に係る国際貢献の推進（地球温暖化防止環境保全、省エネ・省資源型生活スタイルの追求等）</li></ul> |
|---|

## 循環型社会を形成する指針等の制定

### <現状>

- ・ 現在、環境保全対策や公害防止対策について、南幌町としての明確な指針が定められておらず、今後循環型社会の形成等長期的視野に立った具体的施策の確立が求められています。

### <課題>

- ・ 長期的な視点から、循環型社会の形成に向けた取組み指針等を策定することが必要になっています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 循環型社会を形成するため、各種環境保全対策を推進します。
- ・ 環境保全対策を計画的に推進するため、環境基本計画の策定について検討します。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境保全対策の計画的な推進</li><li>・ 南幌町生活環境指針等の樹立</li></ul> |
|---|

### 3 . 安全、安心な生活を支える防災・防犯対策の推進

#### 治水対策の推進

##### <現状>

- ・ 平成11年7月、国が千歳川放水路計画の中止を表明し、平成11年12月に北海道開発局と道の諮問機関として設置された「全体計画検討委員会」により治水計画案が検討されており、当面の対策としては、可能なもの（河道堀削・浚渫等）から実施されています。
- ・ 堤防については、毎年春に河川管理者と堤防視察を実施しています。
- ・ 平成7年、多目的ダム（洪水調整、かんがい用水、都市用水、流水機能の維持・発電）として夕張シューパロダムが事業着工され、現在は用地補償が終了し、工事用道路及び本体工事着手のための周辺整備が行われています。
- ・ 内水排除施設及び排水路の維持管理を行い、治水能力の維持を図っています。

##### <課題>

- ・ 全体計画検討委員会で検討されている合流点対策は、多大な問題があり検討が長引くと、近年、集中的な豪雨が多いことから早期に抜本的な治水対策をまとめる必要があります。
- ・ 全体計画検討委員会の期間内（平成13年）の提言書作成を見守りながら、当面の対策の促進を図る必要があります。
- ・ 昭和56年以降の重要水防区域の堤防補強漏水対策は完了していますが、安全を保つため堤防の定期的な監視が必要となっています。
- ・ 石狩川流域の治水対策のためにも夕張シューパロダムの早期完成を目指すとともに、広域かつ抜本的な総合治水対策を展開する必要があります。
- ・ 治水対策の実施や内水排除施設、排水路の維持管理には、地域の理解と協力が必要となります。

##### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 水害のないまちづくりを形成するために、総合的な治水対策の推進を目指します。
- ・ 全体計画検討委員会の提言提出（平成13年）の動向を見守りながら、合流点対策と流域外治水対策の検討を働きかけるとともに、当面の治水対策の実施を図ります。
- ・ 堤防については、管理者と連携を取って監視体制を強化していくとともに、沿川住民の協力体制づくりに取り組みます。
- ・ 夕張シューパロダムの早期完成を図るため、関係自治体及び関係団体からなる3期成会により、強力に建設促進の要望活動を行います。

#### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 千歳川流域の総合治水対策の促進</li><li>・ 重要水防区域の河川堤防の監視体制強化</li><li>・ 夕張シューパロダム整備事業の促進</li><li>・ 内水排除施設の適正管理</li><li>・ 旧夕張川の境橋上流部の河道整備の促進</li></ul> |
|--|

## 水環境の保全

### <現状>

- ・ 農家地区の水質保全を図るため、平成11年度より合併処理浄化槽整備事業を行っています。
- ・ 下水道は、昭和50年当初に布設した汚水管の老朽化が激しく、更新時期が到来しています。
- ・ また、上水道の老朽管更新事業は平成6年度より進められており、平成11年度現在、全体の約91%が更新されています。漏水調査も平成9年度より実施されています。
- ・ 浄水場は建設から年数が相当経過しており、施設の老朽化、水質基準の強化などへの対応が求められています。

### <課題>

- ・ 上水道については、取水源である千歳川の水質悪化による処理コストが増加し、その対策と浄水場等施設の改修を図ることが必要となっています。
- ・ 水質保全のために、農家地区における合併処理浄化槽の普及を図る必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 合併処理浄化槽については、地域で説明会を開き、実際に導入した人に合併槽の良さをPRしてもらいながら、設置の促進を図ります。
- ・ 上下水道の老朽管の更新に向けて、現況施設の規模や今後の人口動態等を考慮しながら検討を進めます。
- ・ 浄水場等施設の改修計画を策定し、安全、良質な水道水の安定供給を目指します。
- ・ また、地域住民による河川清掃や地域の水路清掃を進めます。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農家地区の水質化の推進（合併処理浄化槽設置整備事業）</li><li>・ 排水路の維持管理</li><li>・ 老朽管の更新及び布設替（上下水道）</li><li>・ 処理場の改修（江別市）</li><li>・ 水道水の安定供給技術の向上及び既設配水管の漏水対策の推進</li><li>・ 浄水場等施設の改修</li></ul> |
|--|

## 消防・防災対策の推進

### <現状>

- ・ 近年、住宅地や工業団地の拡大、建物の増加等に伴い、様々な種類の災害が多発しています。
- ・ 農村地区においては、消防水利が不足しています。
- ・ また、災害時の通信指令装置は、導入後年数が経過し、故障が多い状況となっています。
- ・ さらに、新耐震基準を満たしている建物が少ないなど、災害発生に対する備えを整えることが期待される状況になっています。
- ・ 平成7年に発生した阪神・淡路大震災により防災計画の見直しが検討され、本町は平成10年に「南幌町地域防災計画」及び「南幌町水防計画」の改正を行っています。

### <課題>

- ・ 近年建物災害は複雑多様化しており、簡単に室内に進入出来ない煙が室内に充満したり、ガス等が発生しやすい建材を使用している例が多い状況となっています。
- ・ 農村地区に水利施設を設置し、災害時の初動体制を万全にする必要があります。
- ・ 長年の使用により老朽化が進み故障も多いため、最新鋭の通信指令装置を導入し、初動効率化を図る必要があります。
- ・ 火災発生を未然に防止するためには、町民の防火意識を高める必要があります。
- ・ 建物の耐震診断調査とそれに基づく改修を行う必要があります。
- ・ 災害時における住民被害の低減を図るため、的確な情報収集や伝達体制を整備し、防災関係機関等の通信連絡や住民への情報伝達を迅速に行う必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 消防力の充実強化を図り、より災害に強い町づくりを進めます。
- ・ 災害現場への迅速な出動体制と町民にわかりやすい対応や体制づくりに努めます。
- ・ 救助工作車を導入し、急増する交通事故の救命率を高めます。
- ・ 消防水利施設の拡充に努めます。
- ・ 災害時避難における応急活動の中心となる公共建築物について、耐震診断の実施と耐震改修を促進します。
- ・ 震災時の建築物による人的被害を防止するため、震災建物応急危険度判定士を育成します。
- ・ 官民一体となった防災体制を図り、災害に強い町づくりを推進します。

### 【主な取り組み】

- ・ 消防待機宿舎等の建設
- ・ 緊急通信指令システムの更新
- ・ 消防水利施設の拡充
- ・ 分団庁舎の建設
- ・ 消火栓の新設
- ・ 防災計画の適宜見直し及び災害時の情報収集の徹底
- ・ 防災行政無線施設の更新
- ・ 水防資機材の充実
- ・ 定期的な水防訓練の実施

## 防犯対策の推進

### <現状>

- ・ 平成11年に生活安全条例を制定するとともに、防犯灯設置費補助や維持管理費補助を実施し、防犯対策に取り組んでいます。

### <課題>

- ・ 犯罪を地域ぐるみで無くすよう、町民の防犯意識を高める必要があります。
- ・ 通過型の犯罪が多くなっており、この対応が求められています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 継続的に防犯意識の向上を図るとともに、地域住民と行政各分野との協力により、防犯体制の強化に努め、安全・安心な生活を支える防犯対策の確立を目指します。
- ・ 犯罪を未然に防ぐため、防犯灯などの施設整備を進めます。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活安全意識の向上</li><li>・ 市街地往路灯整備事業の推進</li><li>・ 防犯灯設置費及び維持管理費補助事業の促進</li></ul> |
|--|

## 4 . 安全、安心、 便利な交通対策の推進

---

### 交通安全対策

#### <現状>

- ・ 四期ごとに「交通安全かわら版」を全戸配布し、交通安全を町民すべてに呼びかけるとともに、まさかの時に備えた交通傷害保険の加入を推進しています。
- ・ また、交通安全推進員、交通安全指導員を委嘱し、地域ぐるみの対策に取り組んでいます。
- ・ 舗装路面や砂利路面の維持管理を強化し、路面の事故防止に努めています。

#### <課題>

- ・ 町民の交通安全に対する意識が希薄で、関心を持つよう働きかけていく必要があります。
- ・ 交通安全標識等の適正な配置が求められています。
- ・ 事故に備えた交通傷害保険の加入率が20%程度と低く、加入を促進する必要があります。
- ・ 路面の事故防止のため、道路維持管理情報の連絡体制づくりを推進する必要があります。

#### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 継続的に家庭の中から交通安全意識を高めるよう取り組みます。
- ・ 被害者の救済に向けて、交通傷害保険の加入促進を図ります。
- ・ 交通安全施設の整備など通学路の安全対策を進め、交差点事故を防ぎます。
- ・ 幼児、小・中学生及び高齢者の交通安全教育を計画的に推進します。

#### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 交通傷害保険の加入促進</li><li>・ 交通安全推進指導員の設置</li><li>・ 交通安全教育の推進</li><li>・ 交通安全標識の適正配置</li><li>・ 交差点及び団地内の安全対策の推進</li></ul> |
|---|

## 案内標識の設置

### <現状>

- ・ 「住居表示に関する法律」に基づく市街地地区の住居表示は、平成5年度及び平成7年度において実施し街区を設けていますが、各信号機等に街区の表示をしており、農村地域においては、地域案内の表示が不十分な状況になっています。
- ・ また、観光案内看板については、平成8年度より5カ所（南幌温泉、南幌高校前、三重湖公園、中央公園、ふるさと物産館「ビューロー」）に設置していますが、各主要道路における主要施設の路上案内標識は整備が遅れています。

### <課題>

- ・ 設置されている住居表示板がわかりにくいいため、住居表示実施地区において表示内容を再検討する必要があります。
- ・ 農村地域において案内表示を設置する必要があります。
- ・ 観光客に対する各公共施設、観光施設への誘導を目的とした案内表示を主要交差点等に設置する必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ わかりやすい住居表示板等のデザインの導入と、目的地までの誘導効果を発揮できる設置場所の検討に努めます。
- ・ 農村地域における「線・番地」表示板の設置に向けて検討します。
- ・ 町外から南幌町に入ったことがわかるような入口看板や各種イベント等の開催案内の看板、総合的な観光施設、公共施設案内看板などの設置に向けて、南幌にふさわしい自然と調和したデザインの検討に努めます。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ わかりやすい住居表示板設置の推進</li><li>・ 農村地域での「線・番地」表示板設置の促進</li><li>・ 自然と調和した観光案内看板等の設置（主要道路・公共施設等）の推進</li></ul> |
|--|

## バス交通網の利便性向上

### <現状>

- ・ 夕鉄バス路線は、第2種生活路線に指定されており、路線維持に伴い国、道、町が応分の負担をして維持しています。
- ・ また、通勤、通学者等の公共交通機関の充実のために、夕鉄バス、中央バスの各バス事業者に対し、運行経費に対する赤字補填を実施しています。
- ・ 深夜の足の確保として、北広島駅、野幌駅より乗合いタクシーをそれぞれ1便運行しています。
- ・ 平成13年から、バス事業に対する需給調整規制の見直し（規制緩和）が実施されるため、地域交通体系への影響が心配される状況にあります。

### <課題>

- ・ 町民ニーズを踏まえた公共交通機関の運行形態の導入や関連施設の整備を進める必要があります。
- ・ バス路線と鉄道との結合により、交通機能の充実を図る必要があります。
- ・ 札幌圏へ短時間で結ぶ、輸送交通機関の充実を図る必要があります。
- ・ バス待合い施設の設置により、利用者の利便性の向上を図る必要があります。
- ・ 町内巡回バスの運行について検討することが必要です。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 町民ニーズにあった公共交通機関の充実を目指すとともに、各バス事業者に対して随時要請を行います。
- ・ 町民ニーズを踏まえつつ、関係町との広域的な連携（地域協議会の設置など）により、公共交通機関のより一層の充実を図ります。
- ・ 町内巡回バスの運行についての検討などにより、広く地域住民に、公共交通機関の利用を促します。
- ・ バス待合い施設の適正な配置を推進します。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 町民のニーズにあった公共交通機関の充実</li><li>・ 民間バスへの増便要請</li><li>・ 赤字バス路線に対するの援助</li><li>・ 深夜便（乗合いタクシー）の運行継続</li><li>・ バス待合所の適正な設置</li><li>・ 札幌圏への短時間での輸送交通機関の充実</li></ul> |
|--|

## 広域交通網の整備

### <現状>

- ・ 平成11年12月、道央圏連絡道路の長沼・南幌間が調査区間に指定され、環境アセスメントの手続きに向けた環境調査が行われています。
- ・ 八号道路(国道337号)は道央圏連絡道路への路線変更が予定され、街路整備が遅れています。
- ・ 道央圏連絡道路の完成後は、八号道路(国道337号)の交通量減が考えられることから、地域商店街が危機感を持っています。
- ・ 町道は、道路整備計画により事業を推進しており、空知南部地区広域農道及び南長地区過疎農道の整備も進められています。
- ・ また、道道栗沢南幌線の夕張川に架かる清幌橋は、車道幅員も狭く老朽化しており危険な状況になっています。

### <課題>

- ・ 道央圏連絡道路の早期着工に向けて、関係機関に働きかけていく必要があります。
- ・ 八号道路(国道337号)の街路整備を実施する必要があります。
- ・ 道道栗沢南幌線は、車道幅員の拡幅が必要であるとともに、夕張川に架かる清幌橋も老朽化しているため早急に架換が必要になっています。
- ・ 道道栗山北広島線は、旧夕張川の橋梁が未整備であり、交通安全対策上からも早急な整備が必要になっています。
- ・ 吹雪等における交通網確保のため、防雪柵の設置等を促進する必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 道央圏連絡道路整備の環境アセスメントの早期実施に向けて、調査の協力及び促進活動を行い、事業実施の推進を図ります。
- ・ 八号道路(国道337号)の街路整備の早期実現に向けて、沿線の商店街の方々と話し合いを行いながら、道路管理者との協議を進め整備推進を図ります。
- ・ 清幌橋については現在河川協議が進められており、早期事業着工に向け関係機関に要望します。
- ・ 旧夕張川の橋梁について、早期事業着工に向け関係機関に要望します。
- ・ 国道や道道の歩道設置について、設置要望や促進活動を行います。
- ・ 広域農道や過疎農道について、早期完成に向けた整備促進活動を行います。

### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道央圏連絡道路の整備促進</li><li>・ 特定農用地総合整備事業の促進</li><li>・ 八号道路(国道337号)の街路整備の促進</li><li>・ 道道栗沢南幌線拡幅整備及び清幌橋架換工事の促進</li><li>・ 道道栗山北広島線の橋梁整備</li><li>・ 町道及び農道の整備</li><li>・ 防雪事業の推進</li><li>・ 空知南部地区広域農道の整備促進</li><li>・ 南長地区過疎農道の整備促進</li></ul> |
|--|

## 5 . 新たな出会いと交流の場づくり

---

### 地域間交流の促進

#### <現状>

- ・ 交流施設として、本町では農産物加工センター「ほけっとハウス」、ふるさと物産館「ビューロー」、農村環境改善センター、保健福祉総合センター「あいくる」、公民館等を整備しています。
- ・ 南空知圏域の11市町村により、交流施設利用の促進、施策展開について検討しています。
- ・ はまなす国体開催を契機に、京都府京北町と姉妹都市の提携を締結し、広域交流の促進に努めています。
- ・ 現在、地域活性化を目的とした多種多様な町民活動が盛んになっています。

#### <課題>

- ・ 各交流施設の有効活用を図るため、ソフト事業の充実や利用促進のPRを行う必要があります。
- ・ 南空知圏域（農村地域）における課題と現状を互いに認識し、連携しながら解決策を見出すことが求められています。

#### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 時代の変化に対応し、町民が利用しやすい施設内容の充実に努め、各種施設の多目的活用を図ることにより、町民主体の交流活動の促進を目指します。
- ・ 南空知圏域を構成する市町村とさまざまな交流を深め、互いに連携しつつ、それぞれの特性を生かした広域的役割を担いながら南空知広域市町村圏の一層の発展を目指します。
- ・ 物産展や児童交流の推進を図るとともに、新たな交流活動を模索し、多様な交流によるまちづくりや人づくりに努めます。
- ・ ふるさとづくり事業を活用し、積極的な町民活動により地域活性化を図ります。
- ・ 姉妹都市交流を、各団体、行政のさまざまな分野で活発に推進し、充実した都市間交流の実現を目指します。

#### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 交流施設を活用した、産業、福祉、教育の分野などの交流の推進</li><li>・ 南空知ふるさと市町村圏組合による広域連携事業（札幌圏交流バス、情報ネットワーク等）の促進</li><li>・ 姉妹都市提携を結んでいる京都府京北町との産業、文化、教育などの地域交流の一層の推進</li><li>・ ふるさとづくり事業の有効的な活用</li></ul> |
|---|

## 国際交流の推進

### <現状>

- ・ 南幌中学校において、外国人英語指導者が配置されています。
- ・ ふるさとづくり事業において、国際交流団体等への支援を行っています。
- ・ 日本と中国との民間交流で先駆的役割を果たしている「北海道農民日中友好会議」を通して両国間の交流が行われています。

### <課題>

- ・ 本町の特色を生かした21世紀にふさわしい国際交流活動や、国際貢献活動への取組みが求められています。
- ・ 個性的なまちづくりの一環として、国際交流を推進する必要があります。
- ・ 国際社会に貢献する人材の育成が必要になっています。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 異文化に触れる機会の拡大と国際的な理解を深める教育の推進及び町民交流団体等の育成・支援を目指します。
- ・ ホームステイ活動やボランティア通訳などの推進を図ります。
- ・ 国際交流関係者の連携を図るネットワークを構築します。
- ・ 国際交流活動のリーダーの育成や、海外研修実施に向けた取組みの支援を行います。

### 【主な取組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国際交流の推進（民間交流団体等の育成と支援、外国人英語等指導事業の実施）</li><li>・ 国際的な視野を持つ人材育成の支援</li></ul> |
|---|

## 6 . 南幌のくらしを楽しむ

---

### 都市近郊型の観光拠点の形成

#### <現状>

- ・ 本町には町外からの集客が可能な施設として、南幌温泉ハート&ハート、リバーサイド公園、リバーサイドゴルフ場、中央公園、ふるさと物産館「ビューロー」などがあります。
- ・ 本町の町域は、周囲を流れる3河川の堤防で囲まれ、堤防には開拓当時の歴史のいわれが数多く遺されています。  
また、河川と防風林による特徴ある田園風景が多く残っており、これら地域の資源や特性を活かした観光拠点整備が期待されています。

#### <課題>

- ・ 単体としての施設のみではなく、滞在型観光地としての面的な整備が必要になっています。
- ・ 基幹産業である農業についても、体験観光の一つとして観光面に力を入れていく必要があります。
- ・ 道内外からの観光コースに組み入れられるよう、近隣市町村を含めた広域観光地としての位置づけを図る必要があります。

#### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 温泉周辺のレクリエーションゾーン化を図り、複合型観光の拠点として町民、近隣住民に憩いの場を提供するよう努めます。
- ・ 近隣市町村と連絡調整を行いながら、観光協会への支援と観光協会を軸とした知名度高揚に向けて一層取り組みます。
- ・ 田園風景の良さや歴史的景観に手軽に触れることができるよう、3河川の堤防を活用します。
- ・ 石狩・南空知圏域サイクルネットワークと連携した町内一周のサイクリングロードの整備を目指します。

#### 【主な取り組み】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 温泉周辺のレクリエーションゾーン化（水環境整備事業等）</li><li>・ 体験型観光の促進</li><li>・ 温泉ネットワークの推進</li><li>・ サイクリングロード（石狩・南空知圏域サイクルネットワーク）の推進</li><li>・ 河川の堤防を活用した堤防一周サイクリングロードの整備</li></ul> |
|--|

## お祭り、イベントの充実

### <現状>

- ・ 町内におけるお祭り、イベントとしては、例年7月に「わくわくビールカーニバル」、「農協夜まつり」、「リバーサイドフェスティバル」が、8月に「盆踊り大会」、「米まつり」が、9月に「南幌神社大祭」などが行われ、多くの町民や札幌市などからの来訪者に親しまれています。

### <課題>

- ・ 地域における伝統芸能を主体としたお祭りが必要になっています。
- ・ 従来から行われているイベントについては各実行委員会で運営を行っていますが、後継者不足などの問題を抱えており、イベントそのものの見直しを迫られている状況にあります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 町民が楽しめるイベントを基本としつつ、町外からの集客が期待できる観光イベントともなるよう、お祭り、イベントへの支援、協力を行います。
- ・ 観光協会が各イベントにおける支援母体の一つとなり、町内外に対してPR等の協力体制をとれるよう支援します。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ お祭り、イベントへの支援、協力</li></ul> |
|---|

## 冬を楽しむ場づくり

### <現状>

- ・ 中央公園は、築山及び園路等を利用するそり遊びや歩くスキーコースとしても整備されています。また、多目的広場を活用して、町民のスノーモビル体験試乗が行われています。
- ・ 鶴城小学校跡地や南幌高校前の樹木、ふるさと物産館「ビューロー」などに、クリスマスイルミネーションが設置されています。
- ・ 三重湖や晩翠の親水公園には、わかさぎ釣りに町内外の人々が訪れるなど、冬の暮らしを楽しむ人々が増えています。

### <課題>

- ・ 冬の遊びやスポーツを楽しむ場所を拡充する必要があります。
- ・ 各種の冬祭りや冬のイベントを実施するための住民活動の支援、育成に努める必要があります。
- ・ 身近な地域資源を活用した雪を楽しむ暮らしの実現に向け、町民の関心を高める必要があります。

### <施策のねらいと展開方向>

- ・ 冬を楽しむ環境づくりに努めます。
- ・ 町民主体による冬のイベント事業への支援を行います。
- ・ 商店街やふるさと物産館「ビューロー」、温泉等公共空間を利用したにぎわいのあるまちづくりを推進します。
- ・ 中央公園を活用したスノーモビルや歩くスキー、そり遊び等の利用促進を図ります。
- ・ 町内の散策路や自転車道路等を活用した町内の歩くスキーコースの設定を推進します。

### 【主な取り組み】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民活動への支援</li><li>・ 冬のイベントの推進</li><li>・ スノーモビル、歩くスキーコースの設定及び活用の PR</li></ul> |
|---|